

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目 次

○教委規則 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正

鳥取県立学校管理規則の一部改正

鳥取県立高等学校学則の一部改正

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部改正

○教委告示 昭和三十五年度県立高等学校入学者選抜実施要項

昭和三十五年度県立高等学校学区外志願者取扱要項

昭和三十五年度県立高等学校県外志願者取扱要項

鳥取県立高等学校の校名、位置及び課程の一部改正

昭和三十五年度県立幼稚園児の募集要項

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「全日制課程の」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 高等学校の全日制課程、定時制課程及び専攻科の学区は、それぞれ次のとおりとする。

一 全日制課程 別表のとおりとする。

二 定時制課程 全県一区とする。

三 専 攻 科 全県一区とする。

別表の一及び別表の二を次のように改める。

別表中「県立高等学校通学区域表」を「県立高等学校全日制課程通学区域表」に改め、同表中「普通科(単独学区)の表及び二

普通科(自由学区)の表を次のように改める。

に改め、同条同項ただし書中「謹慎」を削る。

第二十七条中「第十八条及び第十九条並びに」を削り、「盲、ろう学校高等部及び専攻科」を「盲、ろう学校高等部及び盲、ろう学校専攻科」に改める。

第二十八条第一項中「実習助手、用務員をおく。」を「実習助手及び用務員をおく。」に改める。

第二十九条第二項中「校長を補佐し、」を「校長を助け、校務を整理し、」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(保健主事)

第三十二条の二 学校に保健主事をおく。

2 保健主事は、校長の監督を受け学校における保健に関する事項の管理にあたる。

3 保健主事は、当該学校の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第十五号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 専攻科の修業年限は、一年とする。

第四条第一項中「その他必要な職員をおく。」を「用務員をおく。」に、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医および臨時職員をおく。

第五条第二項中「校長を補佐し」を「校長を助け、校務を整理し」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(主事および通信教育主事)

第六条 全日制の課程と定時制の課程を併置する学校の定時制課程に主事を、通信教育を実施する学校に通信教育主事をおく。

2 主事または通信教育主事は、校長の監督を受け定時制課程または通信教育に関する校務をつかさどる。

(分校主任)

第六条の二 定時制の分校に分校主任をおく。
2 分校主任は、その定時制分校の校務について主事の職務を補助する。

(職業指導主事)

第六条の三 学校に職業指導主事をおく。
2 職業指導主事は、校長の監督を受け生徒の職業指導をつかさどる。

(保健主事)

第六条の四 学校に保健主事をおく。
2 保健主事は、校長の監督を受け学校における保健に関する事項の管理にあたる。

(実習主任)

第六条の五 特別会計を設置する学校に実習主任をおく。
2 実習主任は、校長の監督を受け実習計画の立案および生産実

習の指導管理にあたる。

(事務長)

第七条 学校に事務長をおく。

2 事務長は校長の監督を受け事務を総轄する。

第九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、専攻科の学期は、次の二学期に分ける。
第一学期 四月一日から八月三十一日まで
第二学期 九月一日から翌年三月三十一日まで

第十条、第十一条および第十二条中「認可」を「承認」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 学校の教育課程および授業時間数は、校長が学習指導要領の基準により編成し、教育委員会の承認を受けて定める。

第十六条に次の一項を加える。

2 前項の出席時間数は、出席すべき時間数の五分の四以上を満たさなければならない。ただし、特にやむを得ない、事由があると認める場合は、この限りでない。
第十七条の次に次の一条を加える。

八頭高等学校	岩美農業高等学校	美和分校		鹿野分校		鳥取農業高等学校		鳥取工業高等学校					鳥取商業高等学校	
		全日制	定時制	定時制	定時制	全日制	農業科	工業科	商業科	商業科	普通科	普通科	普通科	
普通科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	工業科	商業科	商業科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
普通課程	家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	家庭課程	農産製造課程	農業課程	農業機械課程	建築課程	金属化学課程	電気課程	機械課程	商業課程
八頭郡那家町久能寺三番地	岩美郡岩美町浦富七八番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地	鳥取市源太三番地
1050	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

鳥取西高等学校	鳥取東高等学校	高等學校名		課程		所 在 地	生徒定員
		全日制	定時制	科 名	課 程 名		
全日制	全日制	普通科	普通科	普通課程	普通課程	鳥取市東町二丁目三番地	1100
家庭科	家庭科	家庭課程	家庭課程	家庭課程	家庭課程	鳥取市東町二丁目三番地	150
鳥取西高等学校	鳥取東高等学校	全日制	定時制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目二番地	200
鳥取西高等学校	鳥取東高等学校	全日制	定時制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目二番地	200

別表

(原級留置)
 第十七条の二 校長は、生徒の修得単位数が不足し、進級させても学習に支障があると認める場合には、これを原級に留め置くことができる。
 第二十二條を次のように改める。
 (全日制、定時制の課程の第一学年および専攻科の入学)
 第二十二條 学校の全日制および定時制の課程の第一学年に入学資格を有する者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第四十七條の規定に該当する者とし、専攻科に入学資格を有する者は、法第五十六條の規定に該当する者でなければならない。
 2 全日制および定時制の課程の第一学年または専攻科に入学を

志願する者は、それぞれ出願期間内に別に定める入学志願書(別記第三号様式または第三号様式の二)を校長に提出しなければならない。
 3 全日制および定時制の課程の第一学年ならびに専攻科に入学を許可する時期は、学年の始めとする。
 第三十三條ただし書中「ただし」の下に「専攻科への入学および」を加える。
 第三十八條中「学校」を「校長」に改める。
 第三十九條中「学校は」を「校長は」に、「訓戒、謹慎、停学、退学の懲戒」を「訓告、停学および退学の懲戒処分」に改める。
 第四十條中「認可」を「承認」に改める。
 別表を次のように別める、

境港分校		米子南高等学校		米子西高等学校		米子東高等学校			養良農業高等学校			由良育英高等学校		河北農業高等学校			三朝分校		
定時制	全日制	全日制		(夜間)定時制			全日制	全日制	全日制	全日制		全日制		全日制			定時制		
農業科	農業科	商業科	家庭科	普通科	商業科	普通科	普通科	農業科	家庭科	普通科	農業科		農業科			農業科			
農業課程	農蚕課程	商業課程	家庭課程	普通課程	商業課程	普通課程	普通課程	家庭課程	農業課程	家庭課程	普通課程	家庭課程	園芸課程	農業課程	農村家庭課程	農林課程	農村家庭課程		
境港市竹内町五番地	"	米子市長砂町一八番地		"	"	米子市勝田町三番地			西伯郡淀江町今津三六番地		"	"	倉吉市上井町三番地			東伯郡三朝町大瀬字戸崎九六番地			
110	300	400	150	200	100	100	100	260	240	150	200	150	150	150	110				

倉吉農業高等学校		倉吉西高等学校		倉吉東高等学校			青谷高等学校		智頭農林高等学校		若桜分校		
定時制	全日制	全日制	(夜間)定時制	全日制			全日制		全日制		定時制		
農業科	農業科	家庭科	普通科	商業科	工業科	普通科	家庭科	普通科	農業科		普通科	家庭科	
農林課程	農業土木課程	畜産課程	農林課程	家庭課程	普通課程	普通課程	商業課程	電気課程	機械課程	普通課程	家庭課程	普通課程	家庭課程
"	"	"	倉吉市大谷六番地	"	"	"	"	"	"	倉吉市塚町二丁目三番地	氣高郡青谷町北浜元一番地	"	"
100	110	80	300	150	750	120	300	110	110	200	150	100	150

高宮分校		伯南分校		溝口分校		日野実業高等学校		東伯実業高等学校		八橋分校			
定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制			
農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	商業科	商業科		
農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	商業課程	商業課程		
〃	日野郡日南町大字阿毘縁三四番地の一	〃	日野郡日南町矢戸二四番地の一	〃	日野郡溝口町溝口元七番地	〃	日野郡江府町大字江尾五五番地	〃	東伯郡東伯町徳万五二番地	〃	東伯郡赤碓町赤碓一五七番地の一	〃	〃
100		110		110		110		120		200			

日野産業高等学校		根雨高等学校		境水産高等学校		境高等学校		法勝寺農業高等学校		米子工業高等学校			
全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	全日制		
農業科	普通科	普通科	普通科	水産科	普通科	家庭科	普通科	農業科	工業科				
畜産課程	農林課程	普通課程	普通課程	無線通信課程	製造課程	漁撈課程	普通課程	家庭課程	農業課程	電波通信課程	工業化学課程	土木課程	電気課程
〃	日野郡日野町黒坂二九番地	〃	日野郡日野町根雨中祖三六番地	〃	〃	境港市山中二四番地	〃	〃	境港市東本町二番地	〃	〃	〃	〃
110		150		140		190		130		150		110	

農村家庭課程
米子市博労町四丁目三〇番地

第三号様式の次に次の様式を加える。

受理番号

(第三号様式の二)

専攻科入学志願書

志願者	氏名 (ふりがな)	生年月日	男女別
	本籍	現住所	
保護者	氏名	志願者との続柄	
	現住所	職業 (具体的に記入)	
	志願者の学歴 (中学校卒業以降)		
受講希望科目 (希望科目を○で表示)	教科科目	教科科目	教科科目
	国語	国語(甲), 国語(乙) 漢文	理科 物理, 化学, 生物
	数学	数学I(代数), 数学I(幾何), 数学II, 数学III	社会 社会, 世界史, 日本史, 人文地理
	外国語	英語	
志望大学部科名	第一志望		
	第二志望		
	第三志望		
事由	私は御校専攻科に入学致したく保護者と連署してお願い致します。		
	昭和 年 月 日		
	志願者氏名印		
	保護者氏名印		
	鳥取県立 高等学校長殿		

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則
をここに公布する

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第十六号

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、ろう学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「事務職員その他必要な職員をおく。」を「事務職員、事務嘱託および用務員をおく。」に改め、同上に次の二項を加える。

2 前項に掲げる職員のほか学校医、学校歯科医および臨時職員をおく。

3 前二項に規定する職員の定員は、学校ごとに別に定める。

第四条第二項中「校長を補佐し、」を「校長を助け、校務を整理し」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(保健主事)

第五条の二 学校に保健主事をおく。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理にあたる。

(事務長)

第五条の三 学校に事務長をおく。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務を統轄する。

第八条および第九条中「認可」を「承認」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 学校の教育課程および授業時間数は、校長が学習指導要領の基準により編成し、教育委員会の承認を受けて定める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(原級留置)

第十四条の二 校長は、高等部および専攻科生徒のうち、生徒の履修単位数が不足し進級させても支障があると認める場合にはこれを原級に留め置くことができる。

第十六条に次の一項を加える。

2 第一学年に入学を許可する時期は、学年の始めとする。

第二十八条中「学校」を「校長」に改める。

第二十九条第一項中「学校」を「校長」に、「懲戒」を「懲戒処分」に改め、同条第二項中「懲戒」を「懲戒処分」に改め、「訓戒、

鳥取縣教育委員会告示第三十四号

昭和三十五年度県立高等学校入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取縣教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度県立高等学校入学者選抜実施要項

昭和三十五年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学年生徒の募集及び入学者選抜を次の要項によつて実施する。

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は、別に定める。

二 出願資格

1 中学校を卒業したもの(昭和三十五年三月卒業見込の者を含む。)

2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

三 出願手続

1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年鳥取縣教育委員会規則第一号)に定める通学区域に従わなければならない。

2 志願者は、希望により第一志望のほかに第二志望として他の学校及び課程を出願することができる。ただし同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできない。

3 志願者は、入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料として三百円の鳥取県収入証紙をはつて(消印をしてはいけない。)出身中学校長を経由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

4 第一志望校の校長は、願書を受付けたときは、受検証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長に報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

1 志願者の属する通学区は志願者が生活をともにする保護者(親権者又は後見人)の居住地をもつて決定し、志願者の

単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、その居住地と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際次の書類を添えて提出しなければならない。

(一) 保護者と同居の居住証明書

(二) 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

(三) 区域外就学の理由を証明するに足る書類

3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い同居していない側の保護者居住地を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて、二月十三日(土)から二月十八日(木)までの間に県教育委員会(高校教育課)に提出し、学区の認定を受けなければならない。

(一) 保護者の居住証明書

(二) 別居の理由を証明するに足る書類

4 前項の場合において、学区制の適用を忌避する目的をもつて虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることができ

る。

5 学区外及び県外志願者の取扱については、別に定める。

6 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願で出願の許可を受けたものは、それぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

五 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和三十五年二月十九日(金)から二月二十六日(金)まで

毎日九時から十七時まで(日曜日は除き、土曜日は正午まで)

郵送の出願書類は、二月二十六日の消印のあるものは有効とする。

2 受付場所 各第一志望校

六 学力検査

1 入学志願者は、もれなく学力検査を受けなければならない。

2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十五年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会(以下「管理委

員会」という。)の管理のもとに、入学志願者全員に対して一斉に行う。

3 検査科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業・家庭の八科目のほか、外国語(英語)(以下「英語」という。)職業・家庭(選択)の二教科のうち一教科を自由選択により受検しなければならない。

なお、志願者は、選択教科はついであらかじめ英語、職業・家庭のうちから一教科を選んで入学志願書に明記しておくものとする。

4 検査日時

昭和三十五年三月十二日(土)の一日間、九時三十分から次の時間割当によつて全県下一斉に行う。

第一時 九時三十分—十時三十分(六十分)

第二時 十時五十分—十一時五十分(六十分)

第三時 十二時十分—十二時三十分(二十分)

第四時 十三時二十分—十四時二十分(六十分)

第五時 十四時四十分—十五時四十分(六十分)

5 検査会場

検査会場は、各県立高等学校ごとに設ける。

受検者は、第一志望校に設ける会場で受検するものとする。

6 検査教科時間割当

国語、社会、数学、理科 各四十分

音楽、図画工作、保健体育、職業家庭(必修) 各二十分

選択教科(英語又は職業・家庭)のうち志願者の選択する一教科 二十分

7 学力検査問題出題方針

学力検査問題は、次の各項の主旨によつて出題する。

(一) 中学校の正常な発展を阻害しないものであること。

(二) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物

だけから出題せず、又どのような地域の教師でも取扱うことのできる資料を使つて出題する。

(三) 中学校における教科の基礎的知識を通じて、理解力、思考力、推理力、判断力などの素質、能力を検査することのできるものであること。

(四) 知識偏重におちいつて、記憶にのみ頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさけること。

(五) 採点を公平にすることができるよう、採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少なく、かつ細部にまで

絶対値の出るものであること。

(六) 実施のために特別の器具、材料を要しないものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 教育長

総務 高校教育課長

庶務係長 庶務係長

係員 高校教育課職員 若干人

問題作成係長 入学選抜事務担当主事

係員 高校教育課、義務教育課関係指導主事、その他

他事務局職員、教育研究所職員 若干人

高等学校、中学校教員 若干人

会場係長 人事係長

係員 高校教育課職員 若干人

各高等学校長及び所属職員 若干人

ただし、各会場責任者は、当該高等学校長とする。

採点係長 入学選抜事務担当主事

係員 高校教育課、義務教育課関係指導主事、その他事務局職員、教育研究所職員 若干人

高等学校長及び所属職員 若干人

ただし、各会場の採点責任者は、当該高等学校長とする。

2 管理委員会は、次の事務を行う。

庶務 各会場及び委員との連絡、検査問題及び模範解答例の印刷配布、検査に要する経費の処理

その他いずれにも属しない事項

問題作成 検査問題及び模範解答例ならびに採点基準作成

会場 受付、会場準備、検査実施及び終末処理

採点 学力検査の答案採点、学力検査成績簿作成及び送付

各会場の採点責任者は、別記第二号様式によつて学力検査成績簿一部を作成し、各受検者の得点を記入して、三月十六日午前十時までに管理委員会へ提出するものとする。

4 学力検査の成績は、原則として公表しない。

八 入学者の選抜

- 1 入学志願者の数が募集定員に満たない課程については、全員入学を建前とする。ただし、心身に異常があつて修学にたえないと認められる者は、入学を許可しないことがある。
 - 2 入学志願者が募集定員を超過した場合は、各高等学校において出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行う。この場合報告書の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取り扱う。
 - 3 学力検査の成績については、実施した全教科の成績を選抜の資料とする。
 - 4 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しない。ただし、工業科、水産科の志願者(第二志望を含む。)に対しては、それぞれ第一志望校において色神検査、機能検査を行う。
 - 5 前項の色神検査、機能検査は、学力検査終了後行う。ただし、色神検査、機能検査について第六項の証明書を提出したものについては、検査は行わない。
 - 6 色神検査、機能検査
- (一) 工業課程及び水産課程の志願者は、願書提出前にそれぞれの志望校で色神検査、機能検査を受けることができる。

- (二) 中学校長は、受検者の名簿を検査の前日までに検査希望学校に提出しなければならない。
 - (三) 検査を行う日は、二月十八日(木)とする。受検者は、必ず十三時までにそれぞれの学校に集合しなければならない。
 - (四) 検査を受けたものは、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。
- 九 入学選抜合格者の発表
期 日 昭和三十五年三月十六日(水) 十二時
場 所 各高等学校
- 十 注意事項
1 本要項に関する質疑は、もよりの高等学校において行われない。
2 入学志願書及び報告書用紙は、東部地区は高校教育課、中部地区は各給与事務所で受取らるる。
3 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

第一号様式

所属学区認定願

現住所
保護者氏名
本人氏名
生年月日

(小学校区)
(続 柄)

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたいので、特別事情を証明する資料を添えてお願いいたします。

一 保護者現住所

二 出身学校

三 旧所属学区

四 新所属学区

五 特別事情(具体的に詳細に記入する)

本人氏名
保護者氏名

鳥取県教育委員会 殿
前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長

第二号様式

学力検査成績簿

受検 番号	氏 名	出 身 学 校	必 修 科										選 択 教 科		合 計
			国語	社会	数学	理科	音楽	図工	保体	職業	英語	職業	英語	職業	

注、全日制・定時制別、課程別に作成すること。

印

印 印

鳥取県教育委員会告示第三十五号

昭和三十五年度県立高等学校学区外志願者の取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度県立高等学校学区外志願者取扱要項

一 鳥取県立高等学校通学区区域に関する規則(昭和三十年鳥取県教育委員会規則第一号)第三条の規定に基づき、昭和三十五年県立高等学校入学志願者のうち学区外高等学校に出願するものについては、次の各号に該当する者についてこれを許可する。

- 1 昭和三十五年五月三十一日までに確実に保護者と共に他学区に居住地を変更する場合
- 2 通学距離、学資支弁者の関係その他真にやむを得ない事情で他学区の近親者の居住地に居住する場合

二 前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、別記第一号様式による願書に出身学校長ならびに所管地方教育委員会の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

(イ) 前項第一号に該当する場合

特別事情を証明するに足る書類

(ロ) 前項第二号に該当する場合

近親者の居住証明書
親族関係の証明書

近親者の同居承諾書及び身元引受書

特別事情を証明するに足る書類

三 県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないと認められたものについて別記第二号様式による願出許可を交付する。

出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

四 虚偽の事実に基づいて出題したことが判明したときは、入学許可後であってもこれを取消し、又は所属学区の高等学校に転校させることがある。

五 願書の受付期間は、二月十三日(土)から二月十八日(木)までとする。

第一号様式

学区外高等学校出願許可願

現住所

(小学校区)

保護者氏名 (本人との統柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情によつて学区外高等学校に入学志願したいので、許可して下さいませう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校
- 四 志望高等学校及び課程
- 五 特別事情(具体的に詳細に記入する。)

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長

第二号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

一 現住所 県市郡 町村 番地

二 居住予定地 鳥取県市郡 町村 番地

三 出身学校 県市郡 町村 中学校 第三学年

四 氏名

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、左記の通り県立高等学校の入学出願を許可する。

記

学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第三十六号

昭和三十五年度県立高等学校学区外志願者の取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度県立高等学校県外志願者取扱要項

一 昭和三十五年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立

中学校の出身者(卒業見込の者を含む。)で保護者(親権者又は後見人)と共に本県内に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」という。)は、次の各号に該当する場合は除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。

1 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合。この場合は出願許可の手續きを必要としない。

高根県	指定地域		許可学校
	郡	町 村	
岡山県	真庭郡	八束村、川上村、中和村	鳥取工業高等学校 智頭農林高等学校 倉吉 東高等学校 倉吉 西高等学校 倉吉農業高等学校
		阿哲郡	
兵庫県	美方郡	浜坂町、温泉町	鳥取工業高等学校
		苦田郡	
美保関町	美保関町	境 水産高等学校	境 高等学校
		仁多郡	
八束郡	美保関町	境 水産高等学校	境 高等学校

- 2 前号以外の県外志願者で、左のいずれかに該当する場合
- (イ) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引きつづき従前の中学校に通学している者
 - (ロ) 昭和三十五年五月三十一日までに確実に保護者(親権者又は後見人)と共に鳥取県内に居住する者
 - (ハ) 学資支弁者その他特別の事情により高等学校進学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合
- 二 前項第二号によつて、県立高等学校に入学を希望する県外志願者は、別記第一号様式による願書に出身学校長所管県教育委員会の証明書及び次の書類を添えて、県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。
- 1 (イ)に該当する場合
保護者及び志願者の居住証明書
実際に居住していることを示す具体的資料(米穀通帳等)
- 2 (ロ)に該当する場合
事情を証明するに定る資料
- 3 (ハ)に該当する場合
近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明するに足る書類

- 三 願書の受付期間は、二月八日(月)から二月十三日までとする。
- 四 県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないものと認められたものについて、別記第二号様式による出願許可書を交付する。
- 五 出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。
- 六 県外志願者については、第二志望を認めない。
- 七 県外志願者が虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であってもこれを取消すことがある。

第一号様式

県立高等学校県外志願者許可願

現住所

保護者氏名

本人氏名

生年月日

私は左記の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程に入学志願したいので、許可して下さいませう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校
- 四 特別事情(具体的に詳細に記入する)
- 昭和 年 月 日
- 本人氏名 印
- 保護者氏名 印

鳥取県教育委員会殿
前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長

印

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

- 一 現住所 県市郡 町村 番地
- 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地
- 三 出身学校 県市郡 町村 中学校 第三学年 卒業
- 四 氏名
- 審査の結果事情やむを得ないものと認め、左記のとおり県立

高等学校の入学出願を許可する。

学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第三十七号

昭和三十四年三月鳥取県教育委員会告示第十三号（鳥取県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のように改正し、昭和三十四年十二月二十七日から施行する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

別表中

鳥取東高等学校	全日制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目一〇番地
---------	-----	-----	------	---------------

鳥取東高等学校	全日制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目一〇番地
---------	-----	-----	------	---------------

を、に改める。

鳥取県教育委員会告示第三十八号

昭和三十五年度県立幼稚園児を次の要項によつて募集する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度県立幼稚園児募集要項

昭和三十五年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

一 園児募集校 鳥取市東町一丁目

鳥取西高等学校 附属幼稚園

二 募集人員 約一八〇名

三 応募資格 昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までに出生したものに限る。
(小学校就学前一年のもの)

四 出願手続 1 願書の交付及び受付

昭和三十五年一月二十日(水) から一月三十日(土) までの午前九時から午後四時までとする。ただし、日曜日は除く。土曜日

は正午までとする。

2 願書の交付もしくは受付の際、園児の選抜に關し必要な指示を行う。

五 選抜実施期日 昭和三十五年二月七日(日) 午前九時から

六 選抜方法 志願者が募集人員を超過した場合は、父兄および応募者との面談を行い選抜する。

七 入園許可者の発表 昭和三十五年二月八日(月) 正午同幼稚園において行う。

陳情

受理年月日	要旨	提出者
34 12 5	来年度高等学校予算について	第十一回中国地区高等学校長協議会会場代表 広島県高等学校長協会長